

## 市民自治協議会の要件について

### 【要件に挙げられる主な事項】

要件	他市の事例
<b>区域の設定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域を定めていること(小学校区)(伊勢市)</li> <li>・概ね小学校区を基準としたそれぞれの区域(甲賀市)</li> <li>・おおむね市内の小学校区を1つの単位として設立された団体であること(河内長野市)</li> <li>・一定のまとまりのある地域(概ね小学校区を基本)(朝来市)</li> <li>・共同体意識の形成が可能な一定の地域(小学校区を基準として、市長が適当と認める区域)を活動範囲とするものであること(高松市)</li> </ul>
<b>組織の自主性・主体性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の解決に向けた活動を行うため、活動主体の自由な参加が確保され自発的に組織された団体(香取市)</li> <li>・当該区域内の市民、自治会、各種団体等が地域の課題について話し合い、解決を目指せるよう市民により自発的に設置された組織(近江八幡市)</li> <li>・区域内で市民、各種団体等の参画により自主的に設立された住民の組織(甲賀市)</li> <li>・地域課題を自ら解決する目的とした団体であること地域の将来像を考え、地域課題に計画的に取り組み、地域のまちづくりを進めていく団体であること(河内長野市)</li> <li>・地域におけるまちづくりを総合的かつ主体的に担うことを目的とする団体で、当該地域に住所を有する者、これらの地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるもの(松山市)</li> </ul>
<b>組織の民主性・透明性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を行う地域(以下「活動地域」という)の住民の理解を得られるものであること(香取市)</li> <li>・地域住民に情報を公開し、支持を受ける努力をすること(調布市)</li> <li>・代表者及び役員を選任並びに会議の運営について、民主的な手続が確保されていること(伊勢市)</li> <li>・設立目的、団体名称、事務所の所在地、構成員資格、組織体制、役員選出方法、団体の運営手続その他団体の活動に関する重要事項を文書化した規約等を含め、住民等に公開していること(河内長野市)</li> <li>・組織、会議、会計及び財産の管理等について規約等を定め、区域内の市民の意見を反映し、民主的で適正な運営を行うこと(近江八幡市)</li> <li>・地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること(朝来市)</li> </ul>
<b>組織の開放性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域内において居住し、又は働き、学び、若しくは活動する個人、団体若しくは事業者であれば、誰でも会員になれること(伊勢市)</li> <li>・会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること(伊賀市)</li> <li>・自治振興区域内に居住する住民によって構成される団体であって、当該区域内で事業を行う個人若しくは法人、通学者、通勤者又は当該区域内で活動する団体に対しても広く参加する途を開いていること(甲賀市)</li> <li>・地域の住民の誰もが会員になれること(松阪市)</li> <li>・区域内の全ての市民が自由に活動に参加することができること(近江八幡市)</li> <li>・地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること(朝来市)</li> </ul>
<b>組織の多様性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興区域内の全ての区又は自治会が運営に参画していること。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない(甲賀市)</li> <li>・区域内の全ての自治会を構成団体に含むこと、区域内にある各種団体等を可能な限り構成団体に含むこと(近江八幡市)</li> <li>・地域を取り巻く様々な住民等(自治会・町内会・各種地域団体・NPO法人、ボランティア団体、事業者、地域住民等)により構成されていること(河内長野市)</li> <li>・多様な主体(基礎的なコミュニティである自治会を中心として、市民、各種団体、まちづくり団体、企業等)で構成(朝来市)</li> <li>・活動地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とするものであること(高松市)</li> </ul>
<b>まちづくり計画立案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区まちづくり計画(策定し、又は市長が指定する期日までに策定する予定であること(近江八幡市)</li> <li>・地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること(朝来市)</li> </ul>